

## 宇部市地域自立支援協議会就労支援部会設置要綱

### (設 置)

第1条 障害者の自立と社会参加を図るため、障害者雇用への理解と啓発を増進し、障害者の就労を支援することを目的に、宇部市地域自立支援協議会の実務者会議として、宇部市地域自立支援協議会就労支援部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (事 業)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業に取り組むものとする。

- (1) 障害者就労に関する地域課題の抽出、共有、解決に関すること。
- (2) 障害者雇用への理解と啓発に関すること。
- (3) 障害者雇用の支援に関すること。
- (4) 障害者の就労支援に係るネットワーク構築に関すること。
- (5) 障害者の就労に関わるサービス事業者等が、企業等から役務や製品を受注するシステム（以下、「共同受注事業」という。）の構築に関すること。
- (6) その他、本市の障害者就労支援に資すると認められること。

### (事務局)

第3条 部会の事務局は、原則として宇部市健康福祉部障害福祉課が担う。

### (構成団体等)

第4条 部会は、原則として、次に掲げる活動・事業を行うもので構成する。

- (1) 障害者に係る就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関
- (2) 障害者に係る就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設・企業
- (3) 部会が適当と認める団体

2 部会（ワーキングチームを含む）への加入又は脱退については、宇部市地域自立支援協議会就労支援部会（加入・脱退）申請書（様式1）を提出するものとする。

### (部会の委員)

第5条 委員は、20人以内とし、別表のとおり構成団体等が委員推薦書（様式2）により推薦するものとする。

2 委員の任期は、翌々年度の第1回会議開催日の前日までとする。

3 辞任又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員の再任を妨げない。

### (役 員)

第6条 部会には、次の役員を置く。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 部会長 | 1人 |
| (2) 副部長 | 1人 |
| (3) 会計  | 1人 |
| (4) 監査  | 2人 |

### (役員を選出)

第7条 役員を選任は、委員の中から互選によって任命される。

(顧問)

第8条 第2条の事業の遂行にあたり、部会に対し助言、提言等を行う顧問を置くことができる。

(会議の招集)

第9条 部会は、部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

第10条 部会は、地域の実態の把握、課題等の情報集約や、事業の推進に必要な事項を計画・実施するために、ワーキングチームを設置する。

2 ワーキングチームは、移行支援・継続支援・企業で構成するものとする。

3 構成団体等は、原則として、前項に定めるいずれかのワーキングチームに参加し、協力しなければならないものとする。

4 企業ワーキングチームは、障害者雇用に取り組んでいる企業(予定を含む)で構成するものとする。

(うべ障害者就労ネットサポーター)

第11条 部会は、活動の趣旨に賛同する個人や団体をうべ障害者就労ネットサポーターとして募集し、募集要項を別途定めるものとする。

(共同受注事業)

第12条 共同受注事業のコーディネーターは、継続支援ワーキングチームに配置することとし、その他の事項は、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱施行前からの委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、令和6年度第1回会議開催日の前日までとする。

## 別表（第5条関係）

区分	選出団体	人数
就労支援機関	障害者就業・生活支援センター	1
行政機関	宇部公共職業安定所	1
教育機関	山口県立宇部総合支援学校	1
相談機関	特定非営利活動法人そらいろ	1
特例子会社	有限会社リベルタス興産	1
障害者雇用企業	企業から事務局が選出	1
障害福祉サービス事業所	事業所から事務局が選出	10
共同受注コーディネーター	共同受注コーディネート事業所	1
移行支援ワーキングチーム	ワーキングチーム代表者	1
継続支援ワーキングチーム	ワーキングチーム代表者	1
企業ワーキングチーム	ワーキングチーム代表者	1
合 計		20